

## 修習給付金及び修習専念資金の金額について

### 1 修習給付金の額について

修習給付金は、①基本給付、②住居給付及び③移転給付から構成されており、その金額の概要は、以下のとおりである。

- ・① 基本給付 司法修習生に一律月額13.5万円
- ・② 住居給付 修習期間中に住居費を要する司法修習生に月額3.5万円
- ・③ 移転給付 旅費法の移転料基準に準拠

#### (1) 「①基本給付」について

日本弁護士連合会が第68期の司法修習生を対象に実施した「修習実態アンケート」によれば、以下のとおり、修習期間中に生活実費及び学資金として月額おおむね13.5万円程度の支出がされている。

(内訳)

##### ①生活実費 (合計約9.4万円)

- ・食費 (約4.0万円)
- ・交通費 (約0.9万円)
- ・情報通信費 (約0.9万円)
- ・水道光熱費 (約1.0万円)
- ・就職活動費 (約1.1万円)
- ・諸雑費 (医療費・衣服費等) (約1.5万円)

※ アンケートに回答した全ての司法修習生の平均値。なお、食費及び水道光熱費については、回答中75%を占める住居費支出のある司法修習生の平均値。

##### ②学資金 (合計約4.0万円)

- ・学習費 (約1.0万円)
- ・書籍代 (約0.8万円)
- ・OA機器購入費 (約1.2万円)
- ・勉強会参加費 (約1.0万円)

※ 学習費についてはアンケートに回答した全ての司法修習生の平均値。勉強会参加費は、アンケート結果の交際費 (2.7万円) のうち、業務時間外に庁舎や会議室等で行う弁護士等との勉強会の参加費用として日弁連が推計した金額。書籍代及びOA機器購入費は、法曹に必要な能力の修得に資する関連書籍・判例集等やパソコン本体・周辺機器等の初期投資費用を月割で按分した金額として、日弁連が推計した金額。

基本給付の額については、以上のような生活実費及び学習費等に関する司法修習生の生活実態 (注1) のほか、法曹人材確保の充実・強化の推進等といった修習給付金制度の導入理由 (注2)、貸与制との連続性 (注3)、類似

の給付・貸付制度（別紙「生活費等の給付・貸付制度」参照）との均衡等を総合考慮した上で決定されたものである。

（注1）このほか、一般的な生活実態としては、総務省統計局が公表している平成27年度の「家計調査」によれば、単身世帯（全国の全世帯対象。ただし、学生の単身世帯等を除く。）の消費支出は合計約16.0万円（食費約4.0万円、住居費約2.0万円、水道・光熱費約1.2万円、交通・通信費約1.9万円、被服・履物費約0.7万円、諸雑費約1.4万円、教養娯楽費約1.8万円等）となっている。

（注2）法曹人材確保の観点から、日本弁護士連合会は、司法修習生に対する給付額として、大学院卒者の平均給与額と同水準を要望していたところ、厚労省「平成28年賃金構造基本統計調査」によれば、大学院卒者の平均給与額は23万1400円（男女計・初任給）である。

（注3）現行貸与制では、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金として、月額23万円（基本額）が司法修習生の希望者に貸与されている。後記2のとおり、修習給付金（基本給付額）と貸与額（基本額）を併せた額は23.5万円となる予定である。

## (2) 「②住居給付」について

住居給付の額については、生活保護制度における住宅扶助額の全国平均（平成27年の単身世帯につき3万4,542円）等を参考に設定している。

## (3) 「③移転給付」について

修習に伴う住所又は居所の移転につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）が規定する移転料に準拠して支払われる（注4）。

（注4）具体的には、国家公務員の行政職俸給表(一)3級以下の職員（係長級以下）に準拠して計算される。例えば、福岡市居住の者が司法試験に合格して札幌修習となった場合、①福岡市→埼玉県和光市、②埼玉県和光市→札幌市、③札幌市→埼玉県和光市の3回分の移転料（計34万0500円）が支給されることになる。

## 2 修習専念資金の額について

修習専念資金については「司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」として司法修習生の希望者に貸与することを予定しており、その額については月額原則10万円程度を想定している。

これは、司法修習生の修習実態等に鑑みたものであり、司法修習生の通常の支出のうち修習給付金では賄われない費用としては、前記の「修習実態アンケ

ート」(日弁連)及び平成27年度の「家計調査」(総務省統計局)等によれば、以下のとおり、おおむね10万円程度が想定される。

(内訳) 合計10.2万円

- ・ 社会保険料 (約1.6万円)
- ・ 所得税・住民税等 (約0.5万円)
- ・ 勉強会参加費を除く交際費 (約1.7万円)
- ・ 奨学金返済費用 (約0.6万円)
- ・ 教養娯楽費 (旅行費・月謝類等。ただし、書籍費を除く。) (約1.5万円)
- ・ 理美容・嗜好品等 (約1.4万円)
- ・ 自動車等関係費 (約0.7万円)
- ・ 仕送り金 (約0.3万円)
- ・ 家具家電・衣服購入費等 (約1.9万円)

84379  
372

※ 社会保険料は、平成28年度の国民年金保険料月額。所得税・住民税等は、修習給付金の金額水準に基づく所得税の試算値。勉強会参加費を除く交際費及び奨学金返済費用は、「修習実態アンケート」に回答した全ての司法修習生の平均値。教養娯楽費、理美容・嗜好品等、自動車等関係費及び仕送り金は、「家計調査」における単身世帯の消費支出の平均額。家具家電・衣服購入費は、修習の開始に伴って必要となる初期購入費用(家具家電10万円、衣服費15万円)を月割で按分した金額として、日弁連が推計した金額。

なお、現行貸与制では、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金として、月額23万円(基本額)が希望者に貸与されている。貸与制度は、修習給付金の創設に伴い、貸与額等を見直した上で併存することになるが、新制度の創設に伴って司法修習生の経済状況や生活実態に変更が生ずるわけではないから、現行貸与制下の貸与額そのものは引き続き相当性が認められる(注5)。現行貸与制下の貸与基本額である23万円から修習給付金の基本額である13.5万円を控除した金額とほぼ一致する10万円を修習専念資金の額とすることは、このような観点からも合理的といえる。

(注5) 第69期の司法修習生1,788名のうち貸与申請者は1,205名(67.39%)であり、貸与申請者のうち基本額である月額23万円の貸与を申請した者が894名(74.19%)である(このほか、月額18万円が51名(4.23%)。なお、月額23万円を基礎に、一定要件を満たして加算が認められた月額25.5万円が235名(19.50%)、月額28万円が25名(2.07%)となっている。)。司法修習生ごとに貸与を要する事情や用途は様々と思われるが、こうした実績に照らす限り、月額23万円程度が修習期間中の生活の基盤確保に一般的に必要な金額水準になっていると見ることができる。

以上

○第68期司法修習生への修習実態アンケート集計結果(抜粋)

【実施対象】第68期司法修習生(アンケート送付数:1,975数)
【実施時期】2015年7月15日から2015年9月4日まで
【実施方法】配属地の弁護士会にて配布,回収
【回答数】864通(回答率49.0%)
【回答者の属性】
○性別 男性72.5%,女性21.4%,無回答6.1%
○年齢 23歳以下1.3%,24~26歳41.7%,27~30歳36.1%, 31歳~35歳9.6%,36歳以上9.8%,無回答1.5%

◎住居費別の平均金額

住居費支出	支出あり	支出なし	合計
回答数(人)	594	196	790
住居費(円)	¥57,411	¥0	¥43,167
水道光熱費	¥10,329	¥1,292	¥8,185
食費	¥40,100	¥27,618	¥36,949
交通費	¥6,552	¥15,553	¥8,844
就職活動費	¥11,629	¥9,941	¥11,188
学習費	¥9,534	¥10,007	¥9,688
奨学金の返済	¥5,985	¥5,533	¥5,881
情報通信費	¥10,117	¥7,011	¥9,337
年金・各種保険料	¥13,076	¥10,395	¥12,376
諸雑費	¥15,138	¥15,942	¥15,359
交際費	¥27,219	¥26,876	¥27,177
住宅ローン・住民税,その他	¥6,997	¥10,296	¥7,965
合計	¥207,121	¥134,625	¥180,528

○平成27年家計調査報告(家計収支編) 総務省統計局公表(抜粋)

※1世帯当たり1か月間の支出(単身世帯)

住居	¥20,349
光熱・水道	¥11,667
食料	¥40,202
交通・通信	¥18,717
被服及び履物	¥6,512
教養娯楽	¥17,771
諸雑費	¥13,637
その他	¥31,202
合計	¥160,057

## 生活費等の給付・貸付制度

- 1 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）
  - (1) 概要  
母子家庭の母・父子家庭の父が「看護師」や「介護福祉士」等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のため、「高等職業訓練促進給付金」等を支給
  - (2) 対象者  
母子家庭の母・父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方
    - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある
    - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる
    - ③ 仕事又は育児と修業の両立が困難
  - (3) 支給額  
市町村民税非課税世帯:月額10万円（課税世帯:月額7万0500円）
  - (4) 支給期間  
修業期間の全期間（上限3年）
- 2 保育士修学資金貸付等制度
  - (1) 概要  
指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士を養成確保する
  - (2) 対象者  
厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設に在学する者
  - (3) 貸付額  
・修学資金 月額5万円以内  
・生活費加算 生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち、申込者の貸付申請時における貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内（月額約4～5万円）（市町村民税非課税世帯等に限り）
  - (4) 貸付期間  
養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。
  - (5) 返還免除の要件  
卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県等の区域等における保育所等において5年間継続して保育士業務に従事した場合には返還免除
- 3 施設退所児童等に対する自立支援資金貸付制度
  - (1) 概要  
児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいないなどにより、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対し、家賃相当額や生活費の貸付けを行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。
  - (2) 対象者  
児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者・就職している者
  - (3) 貸付額・貸付期間
    - ① 就職者について  
・貸付額 家賃支援費として1か月の家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）（月額約4～5万円）  
・貸付期間 退所又は委託解除後2年を限度として就労している期間
    - ② 進学者について  
・貸付額 家賃支援費として1か月の家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）（月額約4～5万円）＋生活支援費として月額5万円  
・貸付期間 大学等に在学する期間
  - (4) 返還免除の要件
    - ① 就職者について  
就職から5年間就業継続したとき
    - ② 進学者について  
大学卒業後1年以内に就職、かつ5年間就業継続したとき